

May 2008



Newsletter

平成20年度税制改正の国際税務への影響

平成20年度税制改正の要綱が平成20年1月11日に閣議決定され、4月30日に衆院での再可決により成立しました。本改正では大きな課題事項は先送りとなされ、小規模な改正にとどまりましたが、実務的に大きなインパクトを与える事項も含まれています。国際税務に関する主な改正事項には次のようなものがあります。

- 非居住者等の利子所得に係る国内源泉所得の範囲の見直し
 - 国内源泉所得となる債券の利子の範囲の拡大
 - 外国法人が発行する割引債の課税の拡充
 - 民間国外債の非課税制度の適用期限の延長及び範囲の拡大
- 一定の利子に係る非課税措置の恒久化
- 恒久的施設(3号PE)の範囲の明確化

1. 非居住者等の利子所得に係る国内源泉所得の範囲の見直し

非居住者または外国法人(以下、「非居住者等」)の公社債等に係る利子所得については国内源泉所得に該当するもののみ、利子の支払時に源泉徴収を要するとされています。今回の改正により、非居住者等の利子所得に係る国内源泉所得の範囲を見直す改正案が盛り込まれるとともに、民間国外債の非課税の規定が延長され、その範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子が追加されることになりました。

また、今回の改正によって、いわゆるダブル SPC スキームによる節税効果が利用できなくなることから、改正後の投資ストラクチャに影響を与える可能性があります。

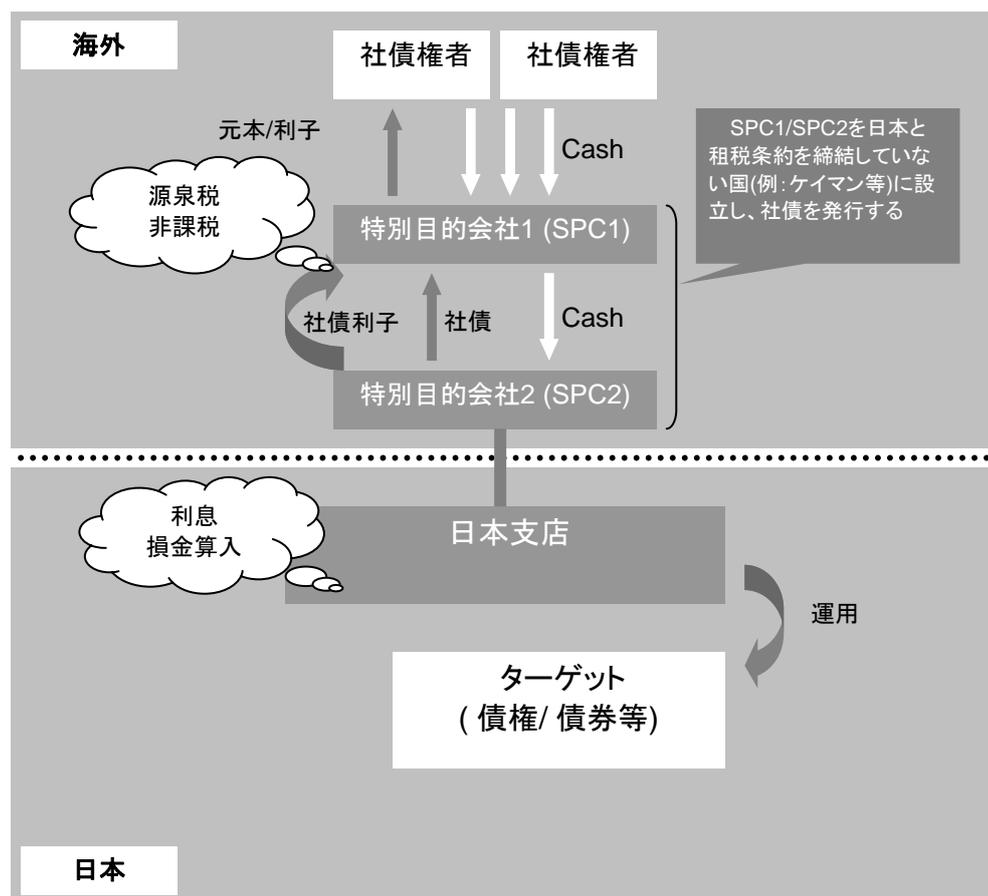
(1) 外国法人が発行する債券の利子の課税

外国法人が発行する債券の利子のうち、国内業務に係るものが国内源泉所得の範囲に加えられました。これにより、これまで国際的租税回避スキームとして課税当局が問題視していたいわゆるダブル SPC スキームは、税軽減効果がなくなると考えられます。

従来、国内法においては、公社債等の利子所得の場合は、その利子の支払者の所在地で源泉地を決める債務者主義が用いられており、非居住者等が支払いを受ける社債利子については、内国法人が発行したものに限り国内源泉所得とされていました。したがって、外国法人が発行した社債に係る利子についてはこれを受領する非居住者等には課税が行われませんでした。

しかしながら、日本が締結している租税条約の多くは、外国法人が発行した社債の利子であっても、当該外国法人が日本に支店を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該支店について生じ、かつ、当該利子が当該支店によって負担されるものであるときは日本において生じたもの(日本源泉所得)としています(「使用地主義」)。すなわち、このような場合には、外国法人が発行した社債の利子であっても、租税条約を締結している国に所在する非居住者等が支払いを受けるときは、日本源泉の利子として、日本において課税されることとなります。

そのため、海外投資家が日本に投資を行う場合に、租税条約における使用地主義の適用を避けるために、いわゆるダブル SPC スキームが利用されるケースがありました。具体的には、日本と租税条約を締結していないケイマン諸島等に特別目的会社を 2 社(以下において「SPC1」および「SPC2」といいます。)を設立し、SPC2 の本店は SPC1 に対して社債を発行し、当該社債の発行により調達した資金を日本支店の事業のために使います。SPC1 は、SPC2 の発行した社債を引き受けるための資金を、海外投資家(日本と租税条約を締結している国の居住者を含みます。)に対して社債を発行することで調達します。SPC2 が、国外で発行した社債の利子については、租税条約の適用がないため国内法に基づき、債務者主義により源泉徴収課税の対象とならず、一方、当該社債の利子は法人税法上、SPC2 の日本支店の国内事業に係る収益に対応する必要経費として、損金の額に算入されます。さらに、SPC1 が海外投資家に対して発行した社債の利子は、純粹に国外取引となり、日本の源泉徴収の対象となりません。このようなダブル SPC スキームについては、これまでも国際的租税回避スキームとして、課税当局は問題視していました。



平成 20 年度税制改正において、国内に恒久的施設を有する外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものについては、当該利子を受領する非居住者等の国内源泉所得として課税が行われることになりました。これにより、上記のダブル SPC スキームにおいては、SPC2 が SPC1 に支払う利子は国内源泉所得となり、源泉徴収の対象となります。ただし、民間国外債の非課税の適用を受けられることができる場合(下記(3)参照)については、社債の利子について、非課税の適用を受けられる場合があります。

上記の改正は、外国法人が平成 20 年 4 月 1 日以後に発行する債券について適用されます。

(2) 外国法人が発行する割引債の課税の拡充

上記(1)と同様に国際的租税回避の観点から、外国法人が発行する割引債についても租税回避を阻止する規定が盛り込まれました。

従来、外国法人が国外で発行する割引債に係る償還差益につき、非居住者等が支払いを受ける場合には、所得税を課さないこととされていましたが、平成 20 年度税制改正によって、上記(1)の規定と同様の趣旨により、外国法人が国外において発行する割引債の償還差益のうち、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして一定の金額については、その発行時に 18%の税率によって源泉徴収されることになりました。

上記の改正は、外国法人が平成 20 年 4 月 1 日以後に発行する割引債の償還差益について適用されます。

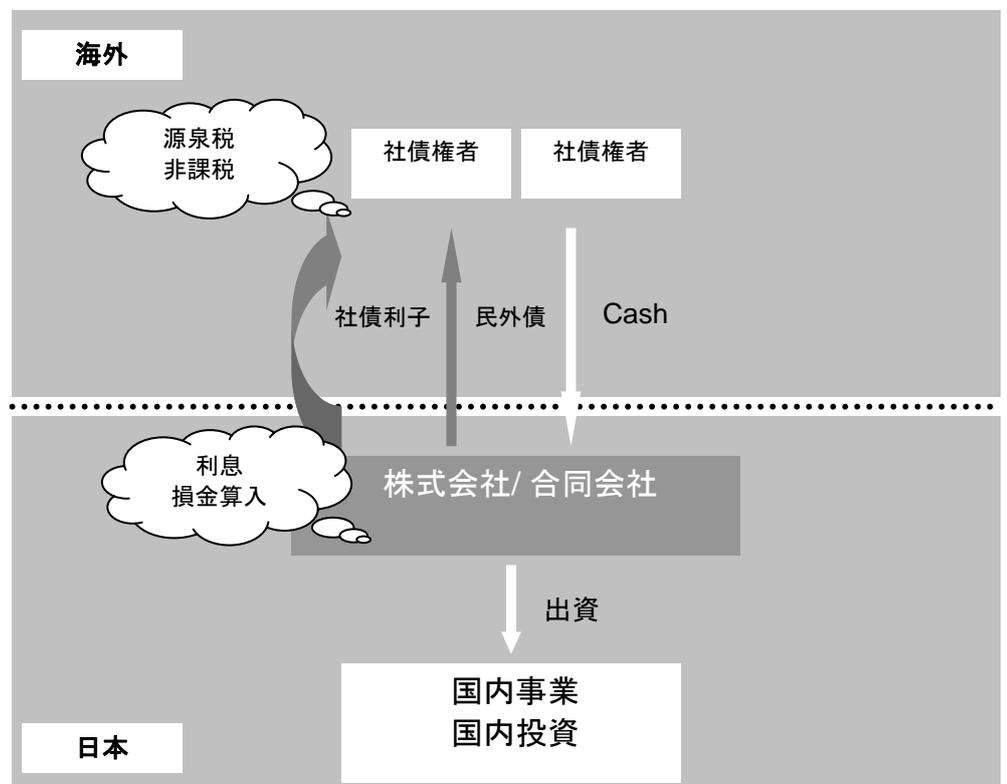
(3) 民間国外債の非課税制度の適用期限の延長及び範囲の拡大

日本企業の海外市場における資金調達及び円の国際化促進の観点から与えられてきた民間国外債に関する利子/発行差金についての非課税制度の適用が 2 年延長されるとともに、非課税となる対象の範囲に一定の外国法人が発行した債券が追加されました。

非居住者等が内国法人の発行した債券の利子(または割引債の発行差金)の支払を受ける場合には、原則として実際の支払の際、15%(割引債の発行差金の場合には発行時に 18%)の所得税が源泉徴収されます。ただし、非居住者等が平成 10 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に内国法人が発行する民間国外債(内国法人が国外において発行した債券で、その利子の支払が国外において行われるものをいいます。)に係る支払利子(または発行差金)については、一定の手続要件を満たしたときは、所得税および法人税を課さないこととされていました。

この特例は平成 20 年 3 月 31 日までに内国法人が発行した民間国外債の利子(または発行差金)について認められていましたが、今回の改正により、その対象の範囲に外国法人(ただし、いわゆる軽課税国に所在する外国法人で、適用除外基準を満たさないものについては除かれます。)が国外において発行する債券で当該外国法人が国内において行う事業に係るものにつき支払いを受けるべき利子(または発行差金)を加えた上で、その適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

上記の適用範囲の拡大に係る改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に発行される一般民間国外債または指定民間国外債の利子(または発行差金)について適用されます。



なお、上記利子所得に係る国内源泉所得の範囲の改正の影響をまとめると以下のようになります。

	発行者	課税関係		民外債	
		改正前	改正後	改正前	改正後
社債利子	内国法人	15%	15% 所法161四イ	免税	免税延長 措法6①④
	外国法人	対象外	15% 所法161四ロ	-	免税 措法6①④
割引債の発行差金	内国法人	18%	18% 措法41の12②	免税	免税延長 措法41の13
	外国法人	対象外	18% 措法41の12②	-	免税 措法41の13

* 黄色の網掛け部分が改正項目：なお、外国法人の場合は国内において事業を行うものに限ります。

2. 外国金融機関等の債券現先取引にかかわる利子の課税の特例の恒久化

金融・資本市場の国際化並びに企業の円滑な外貨資金調達の見点から与えられてきた債券現先取引に係る利息部分の非課税特典が恒久化されました。これにより、債券現先取引市場による資金融通が発展していくことが期待されます。

債券現先取引とは、一定期間後に債券の売り手が同種同量の債券を予め定めた価格で買戻すことを約した条件付債券売買取引です。その経済実態はファイナンス取引であり、債券の売り手は債券を担保とする資金調達ができ、買い手は低リスクで資金運用益が確保されることとなります。日本の金融・資本市場の国際化並びに企業の円滑な外貨資金調達の観点から、平成 14 年度税制改正により、外国金融機関等が特定金融機関等との間で、一定の日本国債や外国の国債等を対象とした債券現先取引を行った場合には、一定要件のもと、債券現先取引に係る利息相当部分について所得税を課さない措置が講じられ、その後平成 16 年度及び平成 18 年度税制改正により、それぞれ、その適用期限が 2 年間延長されてきました。民間国外債の非課税制度の適用期限は、上述の通り、その適用期限が延長とされているのに対し、当該債券現先取引の非課税制度については、その適用期限が撤廃され、恒久的に課税されないこととなりました。

3. 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税の恒久化

東京オフショア市場は東京市場の国際化を目指して創設されたものですが、預金等利子の非課税措置が恒久化され、これにより日本市場への資金流入が税制面で引き続きサポートされることとなります。

非居住者(外国法人)からの資金調達や非居住者(外国法人)に対する資金運用を国内取引と切り離し、制約を少なくして自由な取引が行えることを目的に創設された国際金融市場のことをオフショア市場といいます。銀行等は特別国際金融取引勘定(いわゆるオフショア勘定)を設けて、オフショア市場に関わる取引をその他の取引と区別します。オフショア市場においては金融上の各種規制が免除されているのみならず、税制面でも優遇措置が与えられています。

外国法人が国内にある営業所に預け入れた預貯金の利子は国内源泉所得に該当し、原則として 15%の源泉所得税が課されます。しかし、外国為替および外国貿易法(以下「外為法」)に規定する金融機関が、外国法人で外為法に規定する非居住者であることについて一定の証明がなされたものから預入を受け、または借り入れる預金または借入金で、オフショア勘定において経理したものについて、その外国法人に対して支払われる利子については所得税および法人税が課されないことになっています。つまり、非居住者から資金を集め、それを海外で運用するような「外-外取引」について生じる利子は非課税とされます。この非課税措置は、東京オフショア

市場の創設された昭和 61 年に始まり、その適用期限の延長が 2 年ごとに繰り返されてきましたが、今回の税制改正により恒久化されることになりました。

4. 恒久的施設(3号 PE)の範囲の明確化

従前は、海外ファンドが日本投資を行う場合には、日本における恒久的施設の認定による課税を避けるために、国内に所在する投資運用会社に運用を委託せず、海外の投資運用会社等を使うケースが多く見られ、結果として、(シンガポールや香港と比較して)自国内で優秀な投資アドバイザーが育たない状況が懸念されていました。このような状況に対処するという政策的目的から、恒久的施設(いわゆる 3号 PE といわれる代理人)の範囲から「独立代理人」を除外するという改正がなされました。これにより、ファンドの投資家である非居住者/外国法人に対する課税要件が緩和され、日本の税制が日本人投資アドバイザーの育成や、海外投資運用会社や外国人運用マネージャーの日本進出を阻害しないことが期待されています。

非居住者等が日本において事業活動を遂行するにあたって日本国内に恒久的施設(permanent establishment: 以下、「PE」)を有する場合には、すべての国内源泉所得に対して日本において課税されます。換言すれば、日本に PE が無ければ、非居住者等が得た国内源泉所得のうち、一定のものを除いては日本で課税されません。

国内法に定める PE の範囲は以下の通りとなります。

- (i) 支店、出張所、その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫業者の倉庫、鉱山・採石場等天然資源を採取する場所、その他事業を行う一定の場所
除外されるもの - 資産を購入・保管の用途のみに使用する場所、広告・宣伝・情報の提供・市場調査・基礎的研究その他事業の遂行にとって補助的な機能を有する、事業上の活動を行うためのみに使用する一定の場所等は含まれません。
- (ii) 建設、据付け、組立て等の作業又はその作業の指揮監督の役務提供で、一年を超えて行う場所
- (iii) 常習代理人(非居住者等のためにその事業に関し契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する者)・在庫保有引渡代理人(非居住者等のために顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者)・注文取得代理人(もっぱら又は主として一の非居住者等のために常習的に、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうち重要な部分をする者)(以下、これらの代理人を総称して「3号 PE」といいます。)

一方、OECD モデル租税条約や平成 16 年に発効した日米租税条約では、PE の範囲を以下のように定めております。

- (i) 事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場、鉱山・石油又は天然ガス等天然資源を採取する場所
除外されるもの - 物品や商品の在庫を保管、展示若しくは引渡しのためのみに維持する場合、物品若しくは商品の購入、若しくは情報を収集することのみを目的として事業を行う一定の場所を維持する場合、その他準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的とする、一定の場所を維持する場合等には、これらの場所は含まれません。
- (ii) 建設工事現場又は建設若しくは据付工事で 12 箇月を超える期間存続するもの

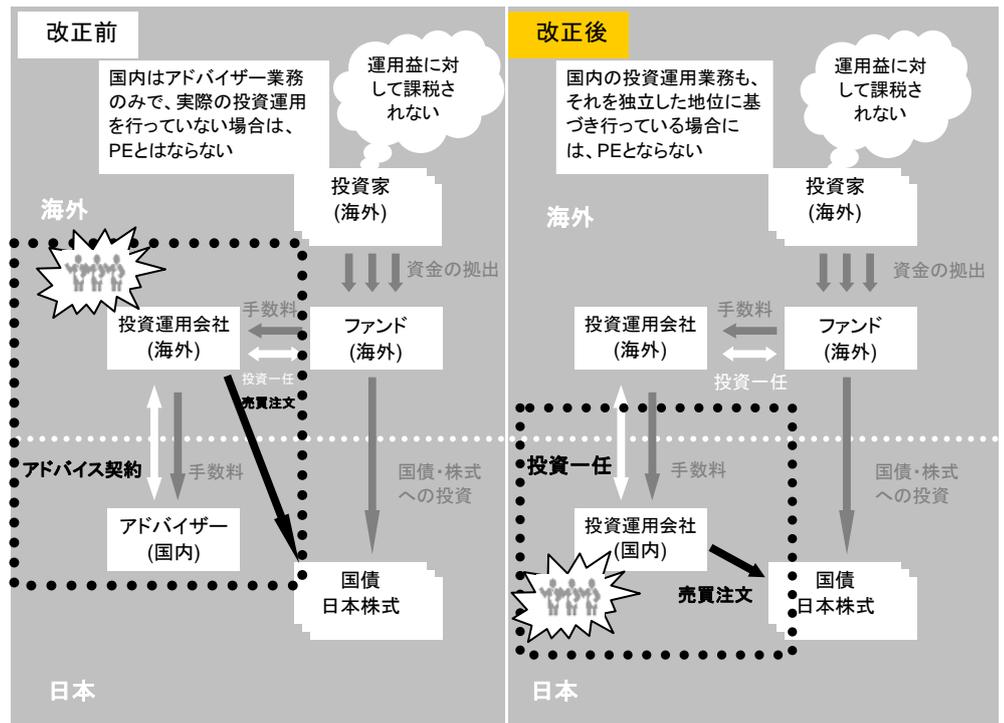
- (iii) 企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使し、企業に代わって行動する者(仲立人、問屋等の独立の地位を有する代理人(以下、「独立代理人」)を除きます。)

上記のとおり、OECD モデル租税条約や日米租税条約では、特に、代理人の範囲から独立代理人が除外されており、長年に渡って国内法と租税条約において PE の範囲に乖離が生じていました。しかしながら、平成 20 年度税制改正によって国内法においても代理人(3号 PE)の範囲から独立代理人が除外されることとなりました。

この改正が行われた背景は、上述の国内法と租税条約の間における PE の範囲のズレの是正というよりも、我が国金融・資本市場の競争力強化の観点から、優秀な投資運用会社とその運用マネージャーを日本に集めるという政策的目的があると言われています。従前は、海外ファンドが国内の投資運用会社に運用委託をする場合、当該国内の投資運用会社が代理人(3号 PE)とみなされ、その結果として、海外ファンドが日本国内に PE を有し課税が生じるとされてきました。そのため、3号 PE とみなされるリスクを避けるために、海外ファンドが日本投資を行う際には、国内に所在する投資運用会社に委託せず、通常、国内のアドバイザー等、投資運用業者に該当しない者に情報収集(や必要に応じてデューデリジェンスのアレンジ)など、投資に際しての最低限度の業務を委託し、ポートフォリオ銘柄の選定、解消その他実際の売買に密接に関連する業務のような投資事業に関する重要な活動はすべて海外に所在する投資運用会社が行って来ました。さらに、重要な点としては、上記国内アドバイザーがファンドの投資に係る経験を積み、ファンドの投資につき重要な役割を担うこととなるような場合には、PE リスクの観点から、当該アドバイザーの居所を海外に移すという事態も散見されるようになりました。このように、国内法における 3号 PE の規定は多くの優秀なアドバイザー等の人材を日本から遠ざける要因を作り出してきたという認識の下、政策的観点から本規定の改正が行われたと理解されます。

平成 20 年度税制改正により、国内における代理人(投資運用会社を含みます。)の活動が非居住者等(海外ファンドを含みます。)の日本における事業活動(投資等)に関して重要なものであったとしても、当該代理人がその事業に係る業務を、当該非居住者等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合(すなわち、「独立代理人」に該当する場合)には、当該非居住者等の 3号 PE としては扱われないこととなりました。これにより、海外ファンドが日本における投資運用会社を通じて日本で投資活動を行っても、当該投資運用会社が「独立代理人」に該当する限りは、当該海外ファンド(または非居住者たるその投資家)は日本で PE 認定に基づく課税はなされないこととなります。

なお、税制改正前であっても、租税条約の適用がある場合には、独立代理人に該当する投資運用会社は 3号 PE から除外することも可能でしたが、今回の国内法の改正によって、ファンドの所在地国(または、ファンドに投資している投資家の居住地国)がそもそも租税条約の締約国でない場合や租税条約の適用がないケイマン諸島等を介して投資している場合などにおいても、投資運用会社は 3号 PE から除外されることとなりました。



なお、上述の通り、日本における代理人が 3 号 PE に該当しないためには、あくまでも「独立代理人」であることを要しますが、改正税法では、「事業に係る業務を、非居住者等に対して独立して行い、かつ、通常の方法により行う」と規定されているのみで、「独立代理人」についての明確な基準は示されておりません。この点において、例えば、OECD モデル租税条約では、独立代理人に該当するかどうかの判定については、大きくは①「法的独立性」および「経済的独立性」があること、及び、②代理人がその「事業の通常のプロセスにおいて行動していること」の 2 点を充足する必要があるとされていますが、国内法における「独立代理人」の解釈が OECD モデル租税条約と完全に一致しない可能性もあります。また、イギリス等諸外国においても同様に独立した地位を有する投資運用会社は PE から除外されるという制度もありますが、日本における「独立代理人」の判定基準がこれと同じになるとは限りません。

金融庁からは、税制改正大綱公表直後の平成 19 年 12 月 19 日に、金融・資本政策の観点から「海外ファンドが国内投資運用会社と投資一任契約を締結し、国内で投資活動を行う場合」を前提として「独立代理人」の判定要件等について課税当局と協議を行うとの発表があり、今後何らかのガイドラインあるいは事例集が発表されることが期待されています。しかしながら、注意したいのは、金融庁が明確化しようとしているのは、あくまで投資一任契約を締結する投資運用業者を前提とした内容のものであり、（一任契約ではなく）投資顧問契約を締結する投資顧問業者や金融商品取引法上の登録等を要しないようなプライベートエクイティファンドのマネージャーの課税関係まで明確化するものではない点です。従いまして、たとえ金融庁から何らかのガイドラインが提示されたとしても、投資顧問業者やプライベートエクイティファンドのマネージャー等の活動については、個々のケースごとに、代理人の定義に該当するか、該当する場合には独立代理人に該当するかについて判断する必要があることに留意しなければなりません。

上記の改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後の恒久的施設とされる代理人等の判定について適用されます。

以上

この記事についてのお問い合わせは、下記の者までお気軽にお問い合わせください。
西田 宏之 Tel. (03-3506-2026) E-mail. hiroyuki.nishida@jp.ey.com

アーレスト・アンド・ヤングについて

アーレスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野における世界的なリーディングファームです。

全世界の13万人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。

私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、皆様さまの可能性を実現するプラスの変化を創造します。

詳しくは、www.ev.comにて紹介しています。

「アーレスト・アンド・ヤング」とは、アーレスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル組織を指し、

各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーレスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の有限責任保証会社であり、

顧客サービスは提供していません。

新日本アーレストアンドヤング税理士法人について

新日本アーレストアンドヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントのベスト

パートナーとして、質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、税務コンサルティングの分野を

超えて、財務コンサルティング、コーポレートファイナンスサービス、M&Aコンサルティング並びにコンプライアンス等の分野に関しても

スペシャリスト集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.evtax.jpにて紹介しています。

www.eytax.jp

© 2008 Ernst & Young Shinnihon

Zeirishihojin

All Rights Reserved.

Legal copy lorem ipsum dolor sit amet, consectetur adipiscing elit, sed diam nonummy nibh euismod tincidunt ut laoreet dolore magna aliquam erat volutpat.

Ut wisi enim ad minim veniam, quis nostrud exerci tation ullamcorper suscipit lobortis nisi ut aliquip ex ea icommodo duncal consequat. Duis autem vel eum iriure dolor in hendrerit in vulputate velit esse molestie consequat, vel illum dolore eu feugiat nulla facilisis at vero eros et accumsan et iusto odio mortai dignissim qui blandit praesent luptatum zzril delenit augue duis dolore te feugait nulla. Ellos et accumsan et iusto odio dignise sim qui blandit praesent luptatum ete zozril dele renit augue duis dolore te feu gait nulla facilisi. Nam liber tem popor cumes soluta nobis eleifend optioner congue nihil imperdiet doming id quoin.